

第21期第16回秋田県内水面漁場管理委員会議事録

1 日時・場所

令和6年11月20日（水）午後1時30分～午後3時30分
秋田県庁 議会棟 2F 特別会議室

2 出席者

委員（定数10名）

遠藤 実、青谷 晃吉、菊地 勇、鈴木 学、中嶋 義孝、小松 愛（6名出席）

専門委員（定員2名）

櫻庭 由秋、鈴木 養二郎（2名出席）

事務局・秋田県

事務局 : 中林 信康、奥山 忍、高橋 佳奈

農林水産部水産漁港課 : 藤原 剛

3 議事事項

- (1) 秋田県漁業調整規則の一部改正について（諮問）
- (2) 秋田県八郎湖知事許可漁業許可方針の一部改正について（協議）
- (3) 八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）
- (4) 第五種共同漁業権増殖指針の一部改正について（協議）
- (5) 第五種共同漁業権に係る増殖量について（協議）
- (6) 十和田湖における資源管理状況等の報告について（報告）
- (7) 全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の開催結果について（報告）
- (8) その他

4 開会・あいさつ

○事務局（奥山）

本日参加予定の委員がお揃いですので、ただ今より第21期第16回秋田県内水面漁場管理委員会を開催いたします。出席委員6名、欠席委員4名、委員会規定第6条により、過半数を超えるので、委員会は成立することを報告いたします。

本日は、八郎湖に関する議題もありますので、専門委員の出席をいただいております。

それでは、遠藤会長からご挨拶をお願いいたします。

○遠藤会長

皆さまお久しぶりでございます。本日は第21回第16回今期最後の委員会になるかと思いますが、きちんと会長の役目を果たしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

5 資料確認

（事務局が資料確認）

○事務局（奥山）

それでは、遠藤会長に議事進行をお願いいたします。

6 議事録署名委員選任

○遠藤議長

議事に入る前に議事録署名委員を選出します。事務局案はありますか。

○事務局（奥山）

小松愛委員、鈴木委員にお願いしたいと考えております。

○遠藤議長

それでは、小松愛委員、鈴木委員のお二方、よろしいでしょうか。

○小松愛委員、鈴木委員

はい。

○遠藤議長

それでは、よろしく申し上げます。

7 議事

議題1：秋田県漁業調整規則の一部改正について（諮問）

○遠藤議長

では、議事に入ります。議題（1）秋田県漁業調整規則の一部改正について（諮問）、事務局から説明をお願いいたします。

○水産漁港課（藤原）

資料1-1をご覧ください。秋田県知事から諮問がきております（諮問文読み上げ）。

資料1-2をご覧ください。改正内容は、下線がある箇所のとおりです。

資料1-3をご覧ください（資料1-3読み上げ）。

最後に資料1-4をご覧ください。今回の規則改正は、2回に分けて行われる予定です。理由としましては、1回目の「拘禁刑」の部分は、他の県規則も改正する必要があるため、県の法制チームで一括して事務処理を進めていますが、その他の改正については、秋田県漁業調整規則単独の改正であるため、漁業管理チーム単独で事務処理を行う必要があるためです。

ただし、委員会への諮問・答申は、まとめてよいということの水産庁には確認済みですので本日の委員会では、全ての改正箇所をまとめて諮問させていただき、その後、「拘禁刑」、「その他」の順にこの表に記載の工程で進めていく予定です。以上でございます。

○遠藤議長

ただいまの秋田県漁業調整規則の一部改正の諮問に関する説明については、法改正に伴う形式的な改正ということですね。

○水産漁港課（藤原）

はい。

○遠藤議長

法制チームで一括して事務処理を行いますが、こちらの方でもやらなくてはならないということですので、委員の皆さま、質問・意見はありませんか。

○委員

（発言なし）

○遠藤議長

それでは、特に異議のない旨の答申をしたいと思っております。事務局で答申文案はありますか。

○水産漁港課（藤原）

答申文（案）読み上げ。

○遠藤議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○水産漁港課（藤原）

1点だけ、先ほどの説明のとおり、2回に分けて規則改正を行いますので、その後、何らか内容に関わらない軽微な変更が必要となった場合は、会長と事務局の方で処理させていただきたいと思っております。

今回、タイトなスケジュールで規則改正を行わなければならない関係で、速やかに議事録の確認をお願いすることになりますので、よろしくお願いいたします。

○遠藤議長

それでは、事務局から説明のあったように今後内容に変更が生じない訂正が必要となった場合は、私と事務局に任せていただくということでもよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

議題2：秋田県八郎湖知事許可漁業許可方針の一部改正について（協議）

○遠藤議長

それでは、（2）秋田県八郎湖知事許可漁業許可方針の一部改正について（協議）、事務局から説明をお願いします。

○水産漁港課（藤原）

資料2-1をご覧ください。

こちらは、県水産漁港課で定める秋田県八郎湖知事許可漁業許可方針の案になります。

事前に本委員会でも協議していただきたく、本日お持ちしました。

改正箇所は赤字、取消線がかかっている部分は削除となります。まず、1ページ目一番下で「許可を有していない者が申請した場合」を削除しています。これは、以降、全漁法に統一して削除していますが、八郎湖の知事許可件数は減っており、漁業調整及び資源管理の視点からも、新規というだけで拒む合理的理由がないためです。

続いて7ページ目ふくべ網の第2適用範囲について、魚種を「ごり」から「すじえび」に改正しています。「ごり」単独の記載ですと漁業調整規則の禁止期間が漁業期間に含まれ、不適切であるため表現を改めるものです。

次に18ページ目しらうお機船船びき網と24ページ目しらうお角網の第6許可期間を3年に改正する内容です。これまで、この2漁法は、資源へのインパクトが強いなどの理由から1年許可としていましたが、最近の許可数は年々減っており、現状で1年更新とする合理的理由がないため、漁業者の利便性の視点からも他の漁法と同様に3年更新とするものです。

最後に18ページ目第8漁業時期をご覧ください。

しらうお機船船びき網漁業の終期を11月15日までに延長する内容です。

理由としましては、下記の記載のとおりですが、漁業者から近年の八郎湖は、温暖化の影響もあり、9月はまだアオコがひどく、漁獲物の質が悪いため、少しでも漁期を後半にしたいと以前から要望を受けておりました。それに応えるかた

ちで漁期を11月15日まで延ばすものの、許可件数の上限は一定程度削減させることとしております。

なお、11月は、漁業調整規則の「しらうお」禁止期間となるため、「しらうお」は捕らずに「わかさぎ」だけを選択的に捕れるように、19ページの条件3に11月の袋網は大目を使うことを加えています。この目合い90経については、今漁期を含め、特別採捕許可で「しらうお」は採捕されないことを確認済みです。

最後に、これらの改正内容については、先月、八郎湖増殖漁協において漁業者の方々とも意見交換し、合意された内容となっていることを申し添えます。説明は以上です。

○遠藤議長

ただいまの説明について、委員の皆さま、質問等ありませんか。

○櫻庭委員

これまで11月に出していた特別採捕許可申請は出さなくてもいいのですか。

○水産漁港課（藤原）

はい。特別採捕許可申請を出さずに許可の中でできるものとしております。

○遠藤議長

他にありませんか。ただいまの説明のありましたことについては、秋田県漁業調整規則を遵守できる内容であることを確認済みであり、また、現場の漁業者の意向も踏まえているようですので、よろしいでしょうか。

○委員

はい。

議題3：八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）

○遠藤議長

次に移ります。（3）八郎湖知事許可漁業の制限措置の内容及び許可を申請すべき期間について（諮問）、事務局から説明をお願いいたします。

○水産漁港課（藤原）

資料3-1をご覧ください。秋田県知事から諮問がきております（諮問文読み上げ）。

続いて、資料3-2をご覧ください。表に記載している制限措置の内容は、先ほどの秋田県八郎湖知事許可漁業許可方針に基づいたものとなっています。右の漁業者数については、事前に漁協から漁法ごとに希望数を聞いた数です。いずれの漁法においても、先の秋田県八郎湖知事許可漁業許可方針にある上限以下ですので、案のとおり告示を予定しています。

○遠藤議長

ただいまの説明について、委員の皆さま、質問・意見はありませんでしょうか。

○青谷委員

二枚貝とは具体的に何を指すのでしょうか。

○水産漁港課（藤原）

シジミです。

○青谷委員

大きなカラスガイはないということでしょうか。

○水産漁港課（藤原）

ないです。

○青谷委員

ないのであれば、なぜシジミと記載しないのでしょうか。

○鈴木（養）委員

巻き貝ではないため二枚貝と記載されています。

○遠藤議長

そのほかありませんか。

○委員

（発言なし）

○遠藤議長

それでは、事務局から答申案をお願いします。

○水産漁港課（藤原）

答申文（案）読み上げ。

○遠藤議長

ただいまの答申案でよろしいでしょうか。

○委員

はい。

○遠藤議長

それでは、この文案で答申することにいたします。事務局で手続きをお願いします。

議題 4：第五種共同漁業権増殖指針の一部改正について（協議）

○遠藤議長

次に移ります。（4）第五種共同漁業権増殖指針の一部改正について（協議）、事務局から説明をお願いいたします。

○水産漁港課（藤原）

資料 4-1 をご覧ください。

1 年前に第五種共同漁業権の免許前に協議した増殖指針ですが、一部表現が不十分なところを改正するものです。

1 増殖目標量について、別紙 1、資料 4-2 を追加しました。

別紙 1 は、昨年の委員会でも説明していたものですが、それが増殖指針に溶け込んでいなかったため、溶け込ませたものになります。

昨年の説明と異なる点は、「うぐい」、「かじか」を分離し、それぞれ内容魚種にしている漁協については、産卵場造成箇所数 1 としています。

説明を加えますと別紙 1、資料 4-2 の値は、第五種共同漁業権を免許する県が定める漁業権ごとの生物としての増殖目標量です。

一方、昨年の委員会で金額告示ということで協議させていただいておりましたが、それは県が定めた目標に対して、漁協の義務の値となります。

この金額の告示については、次の議題で説明します。

○遠藤議長

増殖指針を正しく読めるようにするための改正ということで、内容的には変更はないものですがよろしいでしょうか。

○菊地委員

別紙 1 の「かじか」について、産卵場造成は認められていますが、汲み上げ放流は認めないのでしょうか。これまで「かじか」の汲み上げを増殖行為と認められてきたのですが、産卵場造成は中々難しいです。夏場になれば、堰堤の中に結

構溜まっているため、それを上流へ移動させます。

○水産漁港課（藤原）

今後増殖行為として十分適当であると判断されれば、汲み上げでも良いと考えますがもう少し検討の時間をいただければと思います。

議題5：第五種共同漁業権に係る増殖量について（協議）

○遠藤議長

（5）第五種共同漁業権に係る増殖量について（協議）、事務局から説明をお願いいたします。

○水産漁港課（藤原）

資料5-1をご覧ください。

令和7年度第五種共同漁業権増殖目標量の告示案になります。

基本的には令和6年度と同じ内容ですが、「うぐい」、「かじか」のみ先の増殖指針の説明のとおり、分離して1箇所3万円で統一しています。

なお、これまで漁協との意見交換の中で、近年の大雨被害などによる遊漁料の激減を告示に反映してほしい、つまり告示の金額を少しでも下げてほしいと聞いており、増殖指針でも漁協の収入などを勘案するとなっております。

一方、これまでの告示は、遊漁料収入などが確定した3月頃に行っておりましたが、その時期ですと既に放流計画は定まっておき、漁協からも養殖業者からも告示の時期を早めてほしいと強く要望がありました。そのため、令和7年度以降、今後の告示は今時期に行う予定です。ただし、このタイミングですと令和6年度の遊漁料などの集計や事務局での計算などの準備が間に合わないため、令和6年度の収入は、今後精査し、必要に応じて次回、令和8年度の告示に反映させることを考えています。

○遠藤議長

ただいまの事務局の説明について、新たな漁業権になった令和6年度の実績がまだ集計できていないので、令和7年度は基本的に令和6年度の告示内容として、次回、令和8年度の増殖量告示では、令和6年度の漁協収入なども勘案するとのことでした。委員の皆さま、いかがでしょうか。

○委員

（発言なし）

○遠藤議長

いずれ今回の告示案は令和6年度と同じで、次回は、令和6年度の遊漁料等を基にして令和8年度の告示をしていくということですね。その点については、数字や金額の基には数量があると思うので、その辺は具体的な例示をするなどして漁協等の意見等を踏まえながら進めていただけたらと思います。中々、数量から金額に移していく場合に色々な問題があると思いますので、急いで決めるのではなく、しっかり内容を統一・整理してやっていただきたいです。委員の皆さま、よろしいでしょうか。

○委員

（発言なし）

○遠藤議長

それでは、事務局で県公報の登載手続きをよろしくお願いします。

議題6：十和田湖における資源管理状況等の報告について（報告）

○遠藤議長

(6) 十和田湖における資源管理状況等の報告について、事務局から説明をお願いします。

○水産漁港課（藤原）

資料6をご覧ください。秋田県内水面漁場管理委員会会長宛に漁業法第90条第2項に基づく資源管理状況等の報告がきています。今回報告があったのは、令和5年1月1日から令和5年12月31日分までのものですが、国免許はここまでで、次回からは秋田県、青森県の両県免許となります。写しのページ下段にありますとおり、十和田湖増殖漁協は、漁場を適切かつ有効に利用している状況です。説明は以上です

○遠藤議長

ただいまの事務局の説明について、委員の皆さま、質問・意見はありませんか。

○委員

(発言なし)

議題7：全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の開催結果について（報告）

○遠藤議長

(7) 全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会の開催結果について、事務局から説明をお願いします。

○水産漁港課（高橋）

資料7をご覧ください。

先月、10月31日に山形市にある山形国際ホテルで開催されました全国内水面漁場管理委員会連合会東日本ブロック協議会に、菊地会長代理と私、高橋が出席してまいりましたので、その概要をご報告します。

協議会は、各ブロックごとに毎年秋頃に幹事県で開催しており、本資料は協議会当日に配付された資料の抜粋版になります。

協議会の議案は、1ページ目次第の5議事のとおり4件ありまして、まず、第1号議案「令和6年度提案項目（案）について」ですが、これは令和7年度の誤りですので、修正くださいますようお願いいたします。訂正してお詫び申し上げます。3ページの資料1-1から説明させていただきます。

令和7年度に、農水省や国交省等の中央省庁へ提出する提案書の素案が「第1回漁場管理対策検討会」でとりまとめられました。本素案については、来年3月頃に第2回漁場管理対策検討会で意見等を集約後、令和7年度の総会に諮られた後、中央省庁に対し提案行動を実施するというスケジュールとなっております。

本素案については、大方昨年度と同様の内容であるため、特に各県から修正依頼や追加提案のあったもののみご報告します。

5ページをご覧ください。

提案書全体にかかる前書きについて、千葉県からこの前書きに内水面漁場の働きや理念など総括的な文章を追記した方が、各項目の内容がより伝わりやすくなるのではないかと提案がありました。具体的な追加文章は43ページの記載のとおりですが、特段反対意見がなかったため、事務局で持ち帰り文章の体裁を整えた上で追記することです承されました。

続きまして、6ページ「I 外来魚対策について」をご覧ください。

このページでは、オオクチバス、コクチバス等の外来魚に対して、漁業協同組合

等が適切な対策を実施できるような予算の拡充を求めるところで提案されていたところ、7ページのとおり、特に国交省から特定外来生物への対応を務めているところで、引き続き連携を進めていく等の回答をいただいております。

令和7年度の提案素案については、茨城県から7ページの左、小項目1に新たにミシシippアカミミガメを追記する提案がありました。

提案理由については、ミシシippアカミミガメは、ペットとして飼育されていた個体が野外に放たれたことにより広く全国に分布し、在来のカメ類や魚類等に影響を及ぼしていると推定され、茨城県においても平成30年から地元漁協が駆除を進めてきたにも関わらず、繁殖力が強いいため、駆除が追いつかない状況であることから追記する提案がされました。

会場からは特段反対意見がなかったため、ミシシippアカミミガメを追記する方向で事務局が文章の体裁を整えることで了承されました。

続きまして、12ページをご覧ください。

福島県から魚病対策に関する令和7年度提案素案小項目2の文章について、「コイヘルペスウイルス病発生から20年経過していることから、感染水域拡大により深刻な影響を受けているコイ資源の再生に向けて～」というように文章を続けると、20年経過したことが重要であるというように読めますが、重要なのは経過年数ではなく、本項目の後半部分であるため、文章を修正すべきという提案がありました。

会場から反対意見もなく、事務局一任で修正することで了承されました。

続きまして、15ページの資料1-2をご覧ください。

提案項目の案に係るアンケート調査結果についてということで、各県からのアンケート調査結果のとりまとめとなっております。

17ページをご覧ください。

本県におきましては、オオクチバス、ウシガエル、ミシシippアカミミガメ、アメリカザリガニ、ブラウントラウト、ソウギョ、ライギョ、オオカナダモ、ミズワタクチビルケイソウによる被害報告があり、ブラウントラウト以外はほぼ昨年並みの被害件数だったのに対し、ブラウントラウトは昨年の被害件数10件から本年は2件まで減少しております。

全国的にみましても、ブラウントラウトによる被害は昨年19件だったのに対し、本年度は8件にまで減少しております。

一方で、ミシシippアカミミガメによる被害は、昨年の1.6倍に増加しております。

18ページ以降につきましては資料のとおりとなりますので、後ほどご確認いただければと思います。

続きまして、資料1-4提案項目(案)の検討及び追加提案項目については、先ほど第1号議案と併せてご説明しましたので説明は省略します。

つづきまして、49ページをご覧ください。

全国内水面漁場管理委員会連合会の次期役員(案)についてです。

今期令和3年から令和6年の第21期について、本県は東日本ブロック協議会の監事となっておりますが、令和7年から令和10年の第22期からは役員から外れております。次期役員については、記載案のとおり承認されました。

最後に53ページ、次回東日本ブロック協議会開催県については、千葉県で開催、本県と東京都が議事録署名委員とすることで承認されました。

東日本ブロック協議会の報告は以上です。

○遠藤議長

ただいまの事務局の説明について、委員の皆さま、質問・意見はありませんか。

○青谷委員

本県の外来生物による被害報告について、ウシガエル、アメリカザリガニ、オオカナダモ及びミズワタクチビルケイソウはどのような被害があるのですか。

○水産漁港課（高橋）

ウシガエルとアメリカザリガニについては、具体的な数値はありませんが、これらの生息が確認された漁場の魚が減った感覚がある報告を漁協から得ておりません。オオカナダモとミズワタクチビルケイソウにおいてもそれらが繁茂した川へはアユが寄りつかなくなったと聞いております。

○青谷委員

ミズワタクチビルケイソウは、県内に定着しているのでしょうか。

○水産漁港課（高橋）

全県域で生息が確認され、県南部においては毎年みられるため、定着していると考えられます。

○青谷委員

アユの採餌に関して相当な被害があるとすれば全県的に周知すべきではないでしょうか。

○水産漁港課（高橋）

ミズワタクチビルケイソウの被害が多い他県では、HP等で周知をしているので、HPの作成を検討します。

○青谷委員

18ページにブラウントラウトの完全駆除は難しいとあります。全県的な魚類調査は5年に一度国勢調査で行われていますが、調査対象が主要河川のみとなっています。実態が全て分かっている訳ではないため、駆除の前にどこの川に入っているかなど漁協へアンケートをとるなどして、早めの対応策を是非お願いしたいです。

○水産漁港課（高橋）

昨年度から国の予算を活用して、ブラウントラウトが与えるマス類への影響調査を実施しておりますが、予算に限りがあるため全県は調査できていません。近日、全県組合長会議がありますので情報収集したいと思っております。

議題8：その他

○遠藤議長

議題にはないですが、この場で議論する必要があるものはありますか。

○青谷委員

先月、魚に詳しい方へ取材をしたところ、よく分からないエビが雄物川の奥の支流で採れたとのことで確認したところ「カワリヌマエビ」でした。

カワリヌマエビは、外来種であり本県ではこれまで入っておらず初記録です。宮城県や岩手県には相当数入っており、ほとんど蔓延しているような状態です。それと同じニッチを持つのがヌカエビでカワリヌマエビに置き換わっている状況にありまして、岩手県の場合は、ヌカエビが絶滅危惧種となっているそうです。川にはスジエビとヌカエビの2種類しかいないのですが、ヌカエビが今後脅かされる可能性があるという情報をお伝えしたいです。宮城県や岩手県の広がった状況を考えると、あと数年で広がるのが考えられますし、魚類のように駆除する

ことは絶対できませんので、ヌカエビがいなくなり、カワリヌマエビが増えるという状況になってしまうと考えられます。これについて、原因はペット業者の可能性もありますが、県外から稚魚を取り入れることがあれば、そのような稚魚に関しては、河川水を引き入れて養殖しているかと思しますので、河川水を持ってこられると必ず外来の底生動物が増える原因になると思います。今後、県外から種苗を持ってくる時の対応策として他県の河川水を入れないような方法はないものかと思えます。いずれクルマエビがいなくなり、バナメイエビになってしまうわけですが、そのようなことが起こりかねないと思いました。

○水産漁港課（藤原）

その件について、疾病や遺伝的多様性の観点から基本的に県外種苗は入れないということは前提としておりましたが、加えて河川水についても注意深く、そのようなリスクがあるということで、やはり県外からは持ってこないということを考えていきたいです。

○中嶋委員

県内の養殖業者が廃業しているなかで、果たして県内業者の生産量だけでこれから各漁協が放流できるのかどうか問題と考えます。また、温暖化の影響で昨年から急激に水温が上がり、水槽への収容尾数を少なくしないといけない状況が出てきています。サクラマスについては、既存業者をお願いしても難しいと思うので、その辺についても色々な面で考えていかなければならないと思います。

○水産漁港課（藤原）

種苗生産体制については、昨年設置した協議会において、漁協や養殖業者等と協議をしているところです。これについては、論点が2つありまして、漁業権という概念については、金額で管理していくことになるので、免許を与えられた者に対しては義務になります。一方で魚を増やすことを考えますと、確かに温暖化が顕著に進んでおり、これまでの種苗放流のやり方が果たして正しいのかという議論もあります。例えば、サクラマスはどちらかという放流せず、天然の親魚をどのようにして増やすか、放流以外のやりの方が資源増には効果的であるという話もあります。適材適所で放流と産卵場造成等を複合的に取り入れて魚を増やしていくという考え方もあります。漁業権の義務という考え方と魚を増やすためにはどのようにしたらいいのかというところを現在、両輪で考えているところですのでご協力いただければと思います。

○菊地委員

先ほどのヌカエビの話について、生態学的に漁協にどのような影響が出てくるのでしょうか。

○青谷委員

ヌカエビと同じ生態を持つカワリヌマエビが増えていくということです。雄物川には入ってしまったので、上流から入ってしまえば数年で下流に広がっていくだろうと考えられます。ヌカエビは食べて美味しいですが、カワリヌマエビはどのような味かは分かりません。

○菊地委員

県外から種苗を持ってきている漁協はあります。その場合、活魚車で運んでもらうか、こちらから取りに行くかになるのですが、その際はほとんど向こうの水をタンクに入れてあります。その水質の中にカワリヌマエビが混入していたと考えられるのでしょうか。

○青谷委員

そうです。種苗を搬入する水の中に稚エビまたは卵が入っていたら混入すると考えられます。こちらから持って行った水の中に種苗を入れてもらうか、あるいは県内だけで種苗のやりとりをできればいいと思います。ここ10年位は宮城県でもいなかったかと思いますが、繁殖力が強いので、一度入ってしまえば駆除しようがないです。

○中嶋委員

昨今、アユを運搬するクーラーボックスも高性能になってきており、友釣り用のアユが他県から持ち込まれている実態があります。そのため、県内のおとり鮎が売れない状態が続いております。

8 その他

○遠藤議長

色々情報はあると思いますが、次第4の「その他」について、議題以外の事務的なことは何かありませんか。

○委員

(発言なし)

○遠藤議長

事務局から何かありますか。

○中林事務局長

本日、第21期最後の委員会ということで事務局を代表して一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆さまにおかれましては、本県の内水面漁業の発展にご尽力賜りましたことを厚く感謝申し上げます。

昨年の漁業権の一斉切替えにあたりましては、漁業法改正後初となるものであり、事務局業務も至らぬ点があったかと思いますが、皆さまのご協力により円滑に手続きを進めることができました。

現在、第22期に向けて委員改選の手続きを進めておりますが、委員の改選の有無に関わらず、引き続き秋田の漁業振興にご支援・ご助言いただけましたら幸いです。4年という長い間ありがとうございました。

9 閉会

○遠藤議長

それでは、これで第21期第16回の秋田県内水面漁場管理委員会を閉会します。皆さま今期の委員会本当にありがとうございました。